

1. 貸与奨学金の期日前交付

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、早期にまとまったお金が必要となった学生等への支援として、奨学生からの願い出により、12月の貸与奨学金振込日に1月分及び2月分を期日前に振り込む制度。

<対象者>

- ・すでに第一種奨学生・第二種奨学生として採用されている者（令和3年度二次採用による第二種奨学生を含む）
- ・利用している奨学金の状態等によっては利用できない場合があります。

（利用できない具体例）

- －令和3年12月の奨学金の振込状態が「休・停止中」「保留中」となっている。
- －第一種奨学金の期日前交付を希望する場合で、併せて受給している給付奨学金の支援区分が令和4年2月分まで確定していない。
- －人的保証から機関保証への変更手続き中（予定を含む）

<申請書類>

期日前交付申請書

<提出期限>

2021年10月27日（水）までに学務課学生係へ提出

2. 休学中の学生等を対象とした第二種奨学金の継続貸与（採用後の支援）

第二種奨学金の貸与を受けている者で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、令和3年度中に休学しボランティアに参加する等の活動を行う者で、在学学校長がその休学期間の活動が有意義であると認めた者については、休学中も貸与を最大1年継続可能とする制度。

<対象者> ※次の①～③の全てを満たす者

- ① 第二種奨学金の貸与を受けている者
- ② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、令和3年度中に休学しボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行う者
※申請時において既に復学している者は対象外です。
- ③ ②の休学期間の活動が有意義であること、及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者

※「社会的貢献活動」「専攻分野のプラスになる」「自己の人間形成に役立つ」等の活動内容であることが認められる場合は対象となります。

<申請書類>

休学時奨学金継続願

<提出期限>

毎月1日（当該活動を行う2か月前から当該活動を開始後2か月後までを目安）

最終提出期限：2022年1月31日（火）学務課学生係

ご質問がございましたら、学生係までご連絡下さい。

(担当)

学務課学生係

TEL 046(858)1525, 1526

e-mail:gakusei@ml.soken.ac.jp